

## 財務 VOL.30

## 棚ぼた？まだまだ使える「教育訓練費の税額控除」

「**教育訓練費の税額控除**」は、もともとは今年3月31日をもって廃止される予定でしたが、ねじれ国会や東日本大震災の影響で国会審議が滞った影響を受け、**2012年3月31日まで延長**されることとなりました。

この制度を簡単に言うと、教育や訓練のために、外部に支払った費用（「**教育訓練費**」）に応じて、一定の条件で税金が軽減（「**税額控除**」）されるというものです。

以前からある優遇税制ですのでご存知の方もおられるかと存じますが、**非常に使い勝手の良い、オイシイ制度**ですので、適用期限の延長を知らずにこのメリットを享受できる機会を逃すことのないよう、今一度ご確認いただければ幸いです。

### 1. 対象となる費用

対象者の職務に必要な技術や知識を習得させ、又は向上させるために外部に支出する費用で、以下のものがあります。

#### ①外部講師謝金等

外部の講師への報酬、謝金、交通費、宿泊費等です。

#### ②外部施設等使用料

外部の施設、機械その他の資産の賃借に要する費用です。

#### ③教科書その他の教材費

教育訓練等に用いる教科書、教材の購入費用です。  
(10万円以上のものを除く)

#### ④研修委託費

教育機関等、外部に教育訓練等を委託する費用です。

#### ⑤外部研修参加費

外部の教育機関が行う講習会、技術指導等に参加させる場合に支払う、参加費・授業料・受講料等の費用です。

支出相手は、教育の専門業者のみでなく、一般の事業者や、**子会社・関連会社等のグループ企業も「税額控除」の対象となります。**つまり、**MS法人も含まれます。**

### 2. 具体的な費用の判別

#### 【該当するもの】

- ・教育訓練の一環としての資格試験・検定などの受験料
- ・研修プログラムの作成委託費

#### 【該当しないもの】

- ・研修に参加した従業員への給与・日当等
- ・研修に参加するための従業員の交通費・宿泊費
- ・事業所内の施設を利用した場合の光熱費・維持費等
- ・従業員を講師として、講義等を行わせた場合の費用
- ・独学用の教科書等の購入費用

本制度の対象は、正社員のみならず、契約社員・パート・アルバイトを含みます。但し、**法人役員、個人事業主とそれらの親族等は対象から除かれます。**つまり、**院長先生とご親族を除くスタッフのみが対象となります。**

### 3. 税額控除額の計算方法

税額控除額は、適用を受ける事業年度の「**労務費**」(対象者に対する「**給与等**」「**法定福利費**」「**教育訓練費**」の合計)に占める「**教育訓練費**」の割合(「**教育訓練費**」÷「**労務費**」=「**教育訓練費割合**」)に応じて、次の①～③の方法に従って計算します。

#### ①「**教育訓練費割合**」が、**0.25%以上の場合**

⇒税額控除額＝教育訓練費×12%

#### ②「**教育訓練費割合**」が、**0.15%以上 0.25%未満の場合**

⇒税額控除額＝教育訓練費×  
[8%+(教育訓練費割合-0.15%)×40]

#### ③「**教育訓練費割合**」が、**0.15%未満の場合**

⇒本制度を利用することはできません。

※ 但し、税額控除額は、適用する事業年度の**法人税又は所得税の20%が上限**です。

#### ＜計算の具体例＞

労務費:1千万円、教育訓練費:10万円として、  
「**教育訓練費割合**」:10万円÷1千万円=1%>0.25%  
「**税額控除額**」:10万円×12%=1万2千円

### 4. 申請の手続き

本制度の適用を受けるには、税務申告の際に以下の2点の書類を添付する必要があります。

#### ①申告書別表

「**教育訓練費**」や「**労務費**」等の額から税額控除額を計算するための書類です。

#### ②「**教育訓練費**」に関する添付書類(※様式自由)

教育訓練の**内容・実施年月日・参加者氏名**、その**費用の内訳・金額・支出年月日・支出相手の名称・住所**、その他の参考事項といった必要事項を記載した書類です。

### 終わりに

以上、制度の内容を再確認させて頂きましたが、貴院の関連支出に適用条件を満たすものがないか、今一度ご確認の上、**該当する費用の領収証等の写し**を別途お取り置きください。

### ■ お知らせ

上記制度の内容については、経済産業省のホームページに詳しいリーフレットがございますので、そちらもご参照ください。  
**経済産業省のトップページ、右上の サイト内検索**   からご覧ください。